

## 「手のひらギャラリー」利用規約(2024.12.18)

### ■目的

- ・障がいのある人たちが表現活動を通じて自らを表現する場としてお貸しします。
- ・ジャンルを問わず自由な発想でご利用ください。

### ■利用できる方

- ・芸術活動を行っている障害者施設・事業所等
  - ・障がい者の芸術活動を支援する団体
- ※個人での利用はできません。

### ■展示できるもの

- ・絵画、写真、イラスト、書などで壁面に掲示できる作品。(立体作品の展示はできません)
- ・出展する施設・事業所等の活動を紹介するもの。

### ■利用制限(下記に該当する場合は、利用できません。)

- ・政治的、宗教的活動を目的とするもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他目的、内容がふさわしくないもの

### ■使用期間

- ・連続 4 週間まで

※しあわせの村の行事で使用する期間は使用できません。

※休村期間(毎年 2 月中旬、1 週間程度)は使用できません。

※原則として、連続 4 週間までとさせていただきますが、都合によりご相談ください。

- ・搬入 平日 10 時～17 時
- ・搬出 平日 10 時～17 時

### ■使用料金

- ・無料

### ■展示方法

- ・釘うち、押ピン、吊り下げ、など。

※釘はなるべく細めの釘を使用してください。

※表面に凹凸があるため両面テープなどの粘着材は使用できません。

※会期中、作品の落下などの事故の起きないように固定してください。

### ■利用の申込

- ・使用申込書に必要事項を記入し、郵送、FAX または e-mail で提出してください。

#### ■利用の承諾

- ・使用申込は先着順で受付いたします。
- ・使用の可否については承諾後ご連絡いたします。
- ・承諾後の使用期間の延長は原則としてできません。

#### ■キャンセル

- ・使用を取りやめる場合は事前にご連絡ください。
- ・キャンセル料は発生いたしません。  
※より多くの方にご使用いただくため、出展を取りやめる場合にはできるだけ早めにご連絡ください。

#### ■承諾の取消し

- ・申込内容に虚偽があった場合、又は、利用の要件に反していることが判明した場合は、利用承諾後であっても承諾を取消し、使用中の場合も使用を中止していただきます。  
※上記承諾の取り消しになった団体は今後の使用をお断りする場合があります。  
※急な工事など、施設側の都合で承諾を取り消す場合があります。

#### ■作品管理について

- ・会場は開館中(9時～22時)に自由に入出りすることができるオープンスペースです。
- ・展示品保護の為の特別な設備や保安・警備の設備はありません。
- ・会期中、スタッフに常駐いただく必要はありませんが、使用期間中の作品の保全は使用者の責任にてお願いします。
- ・開館時間内外を問わず、災害や不慮の事故により作品の破損、紛失等が生じても当協会はその責任をおいかねますのでご了承ください。

#### ■広報について

- ・展覧会の情報は、しあわせの村 HP、村内のギャラリー専用インフォメーション(2箇所)でご案内いたします。
- ・開催ポスターの掲示やチラシの配布をしあわせの村内で希望される方は開催1か月前から承ります。(ポスター(A3サイズ)2枚、チラシ(A4サイズ)50枚程度。)

#### ■その他

- ・展示方法などお気軽にご相談ください。

#### ■問合せ・申込先

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 事業課  
〒651-1106 神戸市北区しあわせの村1番1号  
TEL:078-743-8190 FAX:078-743-8180  
E-mail:kouhou@shiwasenomura.org

## 「手のひらギャラリー」利用規約

### ■目的

- ・障がいのある人たちが表現活動を通じて自らを表現する場としてお貸しします。
- ・ジャンルを問わず自由な発想でご利用ください。

### ■利用できる方

- ・芸術活動を行っている障害者施設、事業所等  
※個人での利用はできません。

### ■展示できるもの

- ・絵画、写真、イラスト、書などで壁面に掲示できる作品。(立体作品の展示はできません)
- ・出展する施設・事業所等の活動を紹介するもの。

### ■利用制限(下記に該当する場合は、利用できません。)

- ・政治的、宗教的活動を目的とするもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他目的、内容がふさわしくないもの

### ■使用期間

- ・連続 4 週間まで  
※しあわせの村の行事で使用する期間は使用できません。  
※休村期間(毎年 2 月中旬、1 週間程度)は使用できません。  
※原則として、連続 4 週間までとさせていただきますが、都合によりご相談ください。
- ・搬入 平日 10 時～17 時
- ・搬出 平日 10 時～17 時

### ■使用料金

- ・無料

### ■展示方法

- ・釘うち、押ピン、吊り下げ、など。  
※釘はなるべく細めの釘を使用してください。  
※表面に凹凸があるため両面テープなどの粘着材は使用できません。  
※会期中、作品の落下などの事故の起きないように固定してください。

### ■利用の申込

- ・使用申込書に必要事項を記入し、郵送、FAX または e-mail で提出してください。

#### ■利用の承諾

- ・使用申込は先着順で受付いたします。
- ・使用の可否については承諾後ご連絡いたします。
- ・承諾後の使用期間の延長は原則としてできません。

#### ■キャンセル

- ・使用を取りやめる場合は事前にご連絡ください。
- ・キャンセル料は発生いたしません。  
※より多くの方にご使用いただくため、出展を取りやめる場合にはできるだけ早めにご連絡ください。

#### ■承諾の取消し

- ・申込内容に虚偽があった場合、又は、利用の要件に反していることが判明した場合は、利用承諾後であっても承諾を取消し、使用中の場合も使用を中止していただきます。  
※上記承諾の取り消しになった団体は今後の使用をお断りする場合があります。  
※急な工事など、施設側の都合で承諾を取り消す場合があります。

#### ■作品管理について

- ・会場は開館中(9時～22時)に自由に入出入りすることができるオープンスペースです。
- ・展示品保護の為の特別な設備や保安・警備の設備はありません。
- ・会期中、スタッフに常駐いただく必要はありませんが、使用期間中の作品の保全は使用者の責任にてお願いします。
- ・開館時間内外を問わず、災害や不慮の事故により作品の破損、紛失等が生じてても当協会はその責任をおいかねますのでご了承ください。

#### ■広報について

- ・展覧会の情報は、しあわせの村 HP、村内のギャラリー専用インフォメーション(2箇所)でご案内いたします。
- ・開催ポスターの掲示やチラシの配布をしあわせの村内で希望される方は開催1か月前から承ります。(ポスター(A3サイズ)2枚、チラシ(A4サイズ)50枚程度。)

#### ■その他

- ・展示方法などお気軽にご相談ください、出来る限り希望に沿えるようにさせていただきます。

#### ■問合せ・申込先

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 事業課  
〒651-1106 神戸市北区しあわせの村1番1号  
TEL:078-743-8190 FAX:078-743-8180  
E-mail:kouhou@shiwassenomura.org

## 手のひらギャラリー使用申込書

お申し込みにあたって、下記に必要事項を記載し、署名欄に署名及び押印をしてください。

団 体 名	フリガナ	
	団 体 名	
	フリガナ	
	代表者名	
	住 所	〒
ご 担 当 者	フリガナ	
	氏 名	(役職: )
	電 話	
	携帯電話	
	E-Mail	
催 事 名		
使用目的 (主たる内容)		
開催期間	20 年 月 日( ) ~ 月 日( ) 日間	
搬 入	月 日( ) 時 分 ~ 時 分	
搬 出	月 日( ) 時 分 ~ 時 分	
広 報	チラシの配布(有・無) / ポスターの掲示(有・無)	
<p>申し込みにあたり、手のひらギャラリーの利用規約の内容に同意いたします。</p> <p>20 年 月 日 署名 _____</p> <p>署名は主催者もしくはイベント責任者が行ってください。</p>		

協会記載枠(記入しないでください)

受理日

年 月 日

課長

係長

担当

《備考》

--	--	--	--